

一般社団法人 日本獣医腎泌尿器学会 認定医認定制度 規程

(目的)

第1条

日本獣医腎泌尿器学会（以下「学会」という。）は、この規程により認定医認定制度（以下「認定医制度」という。）を定める。本制度は、獣医腎泌尿器学に関する臨床および研究の健全な発展と普及、ならびに学術の進歩を促進することで、人と動物の福祉および社会への貢献を目的とする。

(認定医制度の運用)

第2条

学会は、定款第1章第3条第3項に基づき、認定医制度を適正かつ円滑に運営するため、「学会認定審査委員会」（以下「認定審査委員会」という。）を設置する。

(認定資格の種類)

第3条

1. 学会は、以下の2種類の認定医を設ける。
 - (1) 日本獣医腎泌尿器学会認定医 (JAVNU-CV)
 - (2) 日本獣医腎泌尿器学会上級認定医 (JAVNU-CSV)
2. 日本獣医腎泌尿器学会認定医 (JAVNU-CV) (以下「JAVNU 認定医」という。)とは、腎泌尿器疾患の診断および治療に必要な基礎的知識を有すると認められた、本学会の正会員をいう。
3. 日本獣医腎泌尿器学会上級認定医 (JAVNU-CSV) (以下「JAVNU 上級認定医」という。)とは、JAVNU 認定医に必要とされる能力に加え、将来にわたり獣医腎泌尿器学分野のリーダーとして、学術の発展に積極的に寄与できると認められた、本学会の正会員をいう。
4. 各認定医の英語表記は以下のとおりとする。
 - (1) JAVNU 認定医：JAVNU-Certified Veterinarian
 - (2) JAVNU 上級認定医：JAVNU-Certified Senior Veterinarian

(認定審査委員会)

第4条

1. 学会は、第1条に掲げる目的を遂行するため、認定審査委員を設置し、必要な事項の審議および認定業務を所掌する。
2. 委員長は理事会の決議により選任され、委員は委員長の意向に基づいて選出され、理事会がこれを承認する。
3. 認定審査委員会は、細則に基づき、以下の業務を行う。
 - (1) 学会認定講習会に関する業務
 - (2) 認定医認定試験に関する業務
 - (3) 認定の審査および決定に関する業務
 - (4) 認定医の登録および認定証の交付に関する業務
 - (5) 認定医の資格更新に関する業務
 - (6) その他、当該制度の運用に必要な業務

(認定指導者)

第5条

1. 新制度設立および運用のために、日本獣医腎泌尿器学会認定医指導者（以下「JAVNU認定指導者」という。）を別途定める。
2. 学会認定講習会の講師、および認定医認定試験の問題作成等を担当する者は、原則として前項に定める JAVNU 認定指導者、または JAVNU 上級認定医の中から、認定審査委員会の推薦に基づき、認定審査委員長がこれを委嘱する。
3. 前項の規定により委嘱された者は、その任期中において、自身が担当する区分の認定医認定試験を受験することができない。

(認定医認定試験)

第6条

1. 認定審査委員会は、JAVNU 認定医および JAVNU 上級認定医の認定にあたり、認定医認定試験を実施する。
2. 認定医認定試験の受験資格は、別途「認定医認定制度細則」に定める要件を満たした者とする。
3. 認定医認定試験の実施時期、方法、出題範囲、合格基準、認定審査料、その他の詳細については、別途「認定医認定試験細則」に定める。

(認定医の審査、申請、認定期間および更新)

第7条

1. 認定医認定試験に合格した者は、認定医取得申請を行うことにより、認定審査が開始される。
2. 認定審査に合格した場合、当該年度の翌年度 4 月 1 日付で認定され、認定の有効期間は 5 年間とする。なお、認定の有効期限は認定後 5 年目の 3 月 31 日までとする。
※ 本規程における「年度」とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間を指す。
3. 認定された者は学会に登録され、認定証が授与される。認定医の一覧は、学会ホームページ等で公表する。
4. JAVNU 認定医および JAVNU 上級認定医は、認定の失効前年度末までに、別途「認定医認定制度細則」に定める所定の更新申請を行うことにより、認定を更新することができる。

(認定医制度に関する公告)

第8条

認定医認定医認定試験の実施日、申請手続き、更新方法等の詳細は、学会ホームページ上にて公告する。

(認定の喪失・取り消し)

第9条

1. JAVNU 認定医ならびに JAVNU 上級認定医は、以下の事由により資格を喪失する。
 - (1) 学会の会員資格を喪失した場合
 - (2) 認定医の資格を辞退した場合
 - (3) 所定の更新申請を行わなかった場合

2. 会長は、当該認定医がふさわしくない行為を行ったと判断される場合、理事会の議を経て、その資格を取り消すことができる。

補則

本規程の改正は、認定審査委員会の答申を受け、理事会の承認を経て行うものとする。

附則

この規程は、2026年4月1日より施行する。